

## 浪速区役所区民ギャラリー使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浪速区役所区民ギャラリー（以下「区民ギャラリー」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 区民の文化意識の向上、コミュニティ活動の振興に寄与するため、日頃の文化、芸術活動の作品展示の場を提供することにより、これらの活動を支援することを目的とする。

### (使用資格)

第3条 区内に在住もしくは在勤、在学する者で構成するアマチュア創作グループ等とする。

### (展示物)

第4条 絵画、書、手芸品、写真等の美術作品とする。

### (展示物の制限)

第5条 次の各号に該当する作品は展示しないものとする。

- (1) 営利を目的したもの
- (2) 宗教活動を目的としたもの
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの
- (4) 暴力団もしくは、暴力団員の統制下にある者で構成される団体によるもの
- (5) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含むもの
- (6) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (7) 区が指定する展示ケース内に収容できないもの
- (8) その他法令等に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの

### (区民ギャラリーの管理等)

第6条 区民ギャラリーの管理は浪速区役所総務課（企画調整）が行い、展示物については第13条に基づき管理する。

### (設置場所)

第7条 展示物の設置場所は、浪速区役所1階の区民ギャラリー展示ケース（幅5.15m、高さ2.17m、奥行き0.97m）とする。

### (使用料)

第8条 使用料は無料とする。

### (使用期間)

第9条 1週間単位で4週間以内とする。

(使用申込み方法等)

第 10 条 使用申込方法は次のとおりとする。

- (1) 区民ギャラリーの使用を希望する者は、「浪速区民ギャラリー使用許可申請書」(様式 1)を浪速区役所総務課(企画調整)へ提出する。
- (2) 使用の申込みは、使用開始日の 6 か月前(応当日)の午前 9 時から受付を開始する。受付開始日が区役所閉庁日の場合は、翌開庁日とする。
- (3) 受付は先着順とする。ただし、応当日の午前 9 時時点で同時に複数の申込みがあった場合は抽選とする。
- (4) 申込みは、窓口、ファックス、メールにより受け付ける。
- (5) 応当日以降の日は、前号で掲げる方法に加え、電話でも予約を受け付ける。その場合は、予約後 1 週間以内に浪速区役所総務課(企画調整)に使用許可申請書を提出しなければならない。
- (6) 浪速区役所業務等で使用する場合や使用許可申請状況により、希望の使用期間に沿えない場合がある。

(使用の許可)

第 11 条 浪速区役所において使用許可申請書に基づき審査を行い、「浪速区役所区民ギャラリーの使用について」(様式 2)により通知する。

(使用許可の取消し)

第 12 条 実際の展示内容が申込内容と明らかに異なる場合は、使用の許可を取り消すことができる。

(作品の展示方法等)

第 13 条 作品の搬入搬出については、全て使用者の責任において行うものとし、展示ケースの鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、事前に浪速区役所総務課(企画調整)に申し出なければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が、区民ギャラリーを損傷し、または備品等を破損、汚損または紛失したときは、区長の定めるところに従い、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 15 条 その他、区民ギャラリーの使用の取扱いに関して必要な事項は区長が別に定める。

附則

この使用要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。